

信用補完制度に係る運用改善

2005年1月27日

中小企業金融公庫

当公庫としては、保証協会と連携して、利用者の利便性の向上等のため、保険事務の見直し、再生支援の強化、保証協会の中小企業者に対する経営支援への協力など積極的な運用改善を実施

1. 保険事務の見直し

各種通知書の電子化・徴求書類の簡素化

○保険金請求書等紙で行っているものについて、電子化を推進する。

(参考) 保証通知書等実施済の書類 (03年度 692万件)

保険金請求書等未実施の書類 (同 29万件)

○保険金審査における徴求書類について、適切な審査事務に留意のうえ、可能な限り簡素化を図る。

(参考) 保証取扱、事故に至った経緯等に係る説明書 03年度 1.5万件)

保険金請求金額が一定額以上などの場合、保険金請求書に添付する書類

保証協会と公庫の電算システムのネットワーク化への取組み

○将来的には、全国の保証協会の電算システムを共同化するとともに、公庫の電算システムとのネットワーク化を検討することが必要である。

2 . 再生支援の強化

再生支援の専任体制の整備

- 保証協会、再生支援協議会、金融機関等と緊密に連携した再生支援を実効あるものとするため、再生支援体制を強化し、信用補完制度における再生支援の専任体制の整備を検討する。

保証付債権の再生ファンド等への譲渡

- 再生ファンド等への譲渡は、効率的な再生につながることから積極的に対応していく。

求償権の放棄等

- 保証協会に求償権の行使義務が課されているが、再生支援協議会が組成した再生計画案件等一定の基準に該当する場合、求償権放棄等を認める運用を検討する。

求償権先への新規保証

- 求償権の消滅を目的とする保証は保険制度の健全性が損なわれるため保険の対象としていないが、約款等を改正し、再生支援協議会が組成した再生計画案件等一定の基準に該当する場合、保険の対象とする運用を検討する。

3 . 保証協会の中小企業者に対する経営支援への積極的協力

○当公庫では、マッチング、企業診断、S W O T分析、経営改善提案などの様々なサービスを中小企業者に提供しており、公庫の中小企業者への経営支援による知識、経験等を活用して、保証協会の経営支援に積極的に協力する。

S W O T分析：今後の経営戦略立案に活かしていただくため、中小企業者の置かれている状況（外部環境）と中小企業者の持つ強み・弱み（内部環境）を整理・分析します。